第4回自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会議事要旨

日時:平成16年6月29日(火)10:00~11:30

場所:国土交通省11階特別会議室 出席者:五條委員を除く全員出席

(1) ガイドラインに対する意見

<3.3.1(最大回転速度)について>

3.3.1 (最大回転速度)の秒速 65cm という数値の設定根拠について以下の指摘が行われた。

日本ではまだ諸外国ほど自動回転ドアの使用に慣れていないと思うので、こういう速度が妥当であると思う。

六本木ヒルズの事故が秒速 80cm という EU の基準である秒速 100cm よりもかなり低い速度で起こっていること、一般の大人がゆったり歩くことができる速度であること、海外の基準で最も低い秒速 75cm よりも安全側をとっていること、また委員の方々に現地でも実際に回転速度を体験して頂いてこれが妥当な線ではないかということから、秒速 65cm に設定した。

速度に関しては検討会のコンセンサスとして提案するということなので、数値の設 定根拠を何らかのかたちで記録に残した方がいい。

EU の規格に適合した製品を日本で使ったときに、最高速度を秒速 65cm に抑える 使い方をすれば、ガイドライン上は問題ないと理解している。

<表現等について>

表現等について以下の指摘が行われ、指摘を踏まえ修正を行うことで一致した。

ガイドラインに「点字ブロック」「誘導用ブロック」という言葉が使われているが、 正しく「視覚障害者誘導用ブロック」とすべき。

3.1 (一般)の解説の部分に、「なお、車いす使用者の手の届く範囲は、床上 20cm から 155cm までとされている」とあるが、手が届くのと操作できるのとでは意味合いが違う。より手の届きやすい、操作しやすい範囲で設定すべきであり、この場で範囲を設定することが難しいならば、この記述を削除するべき。

(2)報告書に対する意見

<表現等について>

表現等について以下の指摘が行われた。

ガイドラインでは、適用範囲を「大型の自動回転ドア」としているが、報告書の方にはそのような記述がない。

報告書も原則として「大型の自動回転ドア」を対象としている。

前文に「これまで重大な事故が発生していなかった」とあるが、報告書のデータを 見ると既に 1990 年代後半から重傷事故が起きている。

六本木ヒルズで起きた事故のような事故はこれまでなかったため、このような記述 をしている。

(以下の指摘については、指摘を踏まえ訂正を行うことで一致した。)

- 4.1(自動回転ドアの事故防止対策)で、「リスク」という言葉の後に「リスク(危険性)」という言葉が出てくる。また、「多重」という言葉が3回も使われている。「事故のパターン」という表現も適切ではない。表現を適正化した方がいい。
- 5.1(1)(既存の自動回転ドアの改善)で、「今後検討会の示すガイドライン」というのは、「今検討会の示すガイドライン」ではないのか。
- 5.1(3)(注意喚起・情報提供)で、「子供連れの親」という表現は、ガイドラインにあわせて「子供連れ」に修正すべき。